

区分	認定基準	申請者 確認欄
【基本事項】 制度参加事業者 に必要な基本的 事項を確認	1. 個人タクシーとして、一般ドライバーの模範となるような運転操作をしている。 2. 道路運送法等の関係法規や所属団体の規約等を遵守している。 3. 組織・団体の一員として、相互扶助の精神に基づき活動している。 4. マスターズ制度の経緯・目的及び仕組みを正しく理解するとともに、本制度関係 規程、規則を遵守している。	適・否 適・否 適・否 適・否
【安全運転】 安全運転の確保 及び維持につい て確認	1. 運転記録証明書（無違反）が、昇格・更新条件を満たしている。 6月1日以降に発行されたものとし、次の期間に違反がないこと。 ・ 自動認定でふたつ星になった者 → ひとつ星認定日以降 ・ 降格してふたつ星になった者 → ふたつ星認定日以降 2. 交通事故（無事故）の取扱いにおいて、昇格・更新条件を満たしている。 交通事故（責任事故）がないこと。 3. 自動車事故対策機構等の適性診断を規定どおり受診している。 4. 車両の点検整備等を励行して、整備不良による交通事故の防止に積極的に取り組 んでいる。 5. 健康管理に常に留意するとともに、規定に基づく健康診断を受診している。	適・否 適・否 適・否 適・否 適・否
【良質なタク シー・サービス】 良質なタクシー サービス提供に 関する確認	1. 接客にあたり、お客様の立場に立って考え、満足してもらえる対応をしている。 2. 乗降の際の挨拶や忘れ物をさせないように細心の注意をはらっている。 3. 快適な輸送に努めるため、車内を清潔に保ち服装等に常に注意をはらっている。 4. 環境対策や防犯対策にも配慮した事業運営を行っている。	適・否 適・否 適・否 適・否
【多様なニーズへ の対応】 原点回帰及び技 能の習得・取得 の確認	1. 個人タクシーらしい接客マナーを向上させ日常営業に役立てている。 2. 多様なニーズに対応するために必要な技能の修得と向上に努め、日常営業に役立 てている。	適・否 適・否
【称号標（ステッカー） 適正表示】	1. 優良個人タクシー事業者の称号標適正表示に関する規程第7条（判定結果の作成 及び通知）または第8条（みなし判定）において称号標の表示が適正であるとの 判定を受け、かつ、第9条（称号標適正表示管理簿）に記載がある。	適・否